

平成28年2月2日  
経済部労働政策局雇用労政課

**I 基本的な考え方**

**1 計画策定の趣旨**

現行計画が平成27年度で終了することから、この間の産業・雇用情勢や計画の実施状況を踏まえ、諸課題への的確な対応を図りながら、雇用創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成28年度からスタートする第4期の基本計画を策定。

**2 計画の位置づけ**

北海道雇用創出基本条例第10条に基づく「雇用の創出に関する基本的な計画」及び「新しい総合計画」の特定分野別計画

**3 計画の期間**

平成28年度から平成31年度までの4年間

**5 計画の目指す姿と推進力**

**(1) 計画の目指す姿**

多様な働き手が意欲をもって働ける全員参加型社会の実現

**(2) 計画の推進力**

- ① 事業者と働く人々の意欲と挑戦
- ② 地域の創意に満ちた取組
- ③ 産業振興と雇用対策の一体的展開
- ④ 横断的な連携と現場主義の徹底等

**4 計画の指標**

- ・雇用創出数：4年間で9万人
- ・就業率：各年度における就業率が前年より上昇することを目指す（新規）

**II 雇用を取り巻く状況と雇用創出に向けた課題**

人口減少が進行すると、今後、人手不足の長期化により労働力の確保が一層困難になる恐れがあり、「北海道創生総合戦略」に基づく対応にも資する、良質で安定的な雇用の創出、多様な働き手の就業などを進めるため、雇用情勢についても点検・評価しながら、総合的かつ計画的な対応が求められている。

このため、①力強い地域経済の実現、②労働力不足への対応、③道民が安心して働ける環境づくりを目指す必要がある。

**III 雇用創出の取組**

<p style="text-align: center;"><b>1 雇用の受け皿づくり</b></p> <p><b>(1) 地域産業の振興</b> 農林水産業や、地域資源を活かした食と観光分野の振興による雇用創出。企業誘致や商業の活性化による雇用の確保と、中小・小規模企業の振興、建設業の体質強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農林水産業の活性化</li> <li>② 地域資源などを活かした食関連産業、観光の振興や企業誘致</li> <li>③ 中小・小規模企業の振興と地域商業の活性化</li> <li>④ 建設業の体質強化</li> <li>⑤ 地域の創意に満ちた雇用創出</li> </ul> <p><b>(2) ものづくり力・発信力の向上</b> ものづくり産業の振興やIT化の促進、北海道アラート<sup>®</sup>の強化などを通じた道内企業における海外展開の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ものづくり産業の振興</li> <li>② 海外との経済交流</li> </ul> <p><b>(3) 健康長寿産業の振興</b> ヘルスケアサービスの普及と高度化の促進、機能性食品等の開発・販路拡大等</p> <p><b>(4) 環境・エネルギー産業の振興</b> 環境・IT技術の活用促進、IT化<sup>®</sup>の地産地消を通じた産業の育成・振興等</p> <p><b>(5) 海外需要の取込みに向け加速する取組</b> 道産品販路拡大や、外国人観光客受入を促進し、国際的な観光地づくりを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 道産食品の輸出拡大</li> <li>② 外国人観光客受入環境の整備推進</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>2 就業の促進</b></p> <p><b>(1) 多様な働き手の就業促進</b> 女性、若者、障がい者等、全員参加型社会の実現に向けた多様な働き手への就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 女性の活躍推進</li> <li>② 在学時からのキャリア教育を含めた若年者への就業と職場定着支援</li> <li>③ 中高年齢者・高齢者への就業支援</li> <li>④ 障がい者への就業支援</li> <li>⑤ 季節労働者の通年雇用化の促進</li> </ul> <p><b>(2) 働きやすい環境の整備</b> 働き方に見合った均衡ある処遇の確保など非正規労働の対応や長時間労働の抑制などワーク・ライフ・バランスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非正規労働への対応等</li> <li>② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</li> </ul> <p><b>(3) 労働力の確保と人材の誘致</b> 求人・求職の両面からミスマッチ解消の取り組みや、U・Iターンによる人材の誘致等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人手不足対策</li> <li>② 人材の誘致と定着の促進</li> </ul> <p><b>(4) 職業能力開発の推進</b> 関係機関と連携した産業人材育成や、在職者の資質向上を図る訓練の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 産業人材の育成</li> <li>② 在職者等に対する多様な訓練機会の確保等</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>3 雇用のセーフティネットの整備</b></p> <p>倒産の未然防止や休廃業の減少、雇用維持に向けた一体的サポートや、東日本大震災被災者に対する総合的な就業支援</p>	

**IV 計画の推進管理**

- ・毎年度「推進計画」を策定し、取組結果を公表。
- ・計画の効果的な推進を図るための点検項目を設定し、施策の点検評価システムを整備
- ＊就業率、労働力人口、障がい者の実雇用率、非正規雇用の割合等